

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険法に関連する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥彦村(以下「村」という。)は、介護保険法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

弥彦村長

## 公表日

平成27年11月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収・減免、要介護認定、受給者台帳、給付実績の管理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</li> <li>①資格取得、喪失に関する事務</li> <li>②保険料の賦課、徴収、減免に関する事務</li> <li>③要介護(支援)認定に関する事務</li> <li>④被保険者証、負担割合証、各種認定証に関する事務</li> <li>⑤保険給付に関する事務</li> <li>⑥地域支援事業に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	介護保険システム、総合行政情報ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">[ 実施する ]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 (情報照会)別表第二第93、94 (情報提供)別表第二第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	弥彦村 住民福祉課・税務課
②所属長	住民福祉課長 笹岡 正夫 税務課長 山岸 喜一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弥彦村 総務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弥彦村 住民福祉課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3132 弥彦村 税務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3134

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

